

『こころとこころのほっとライン@ながさき』LINE お友達追加
※コチラからLINE登録をお願いします。

<https://lin.ee/drEBM9u>

【相談対応時間】

17:45～24:00（受付は、23:30まで）

※上記時間以外でもメッセージを受付けておりますが、お返事は対応時間内にお返しします。（対応時間外にメッセージを送信した場合、自動応答でお返事させていただきます）

【対象者】

長崎県内に居住・通勤・通学されている方

【利用にあたっての注意点】

- ◎相談は無料です。ただし、データ通信料がかかることがあります。
- ◎秘密は守ります。（あなたの同意がない限り、相談内容を誰かに伝えることはありません。）
- ◎生命にかかわる危険があると判断された場合などは、警察等関係機関に連絡して安全を確保させていただくことがあります。
- ◎本事業は長崎県が東京メンタルヘルス株式会社に委託を行い、実施する事業です。

■支援情報-----

◆平戸市にて『出張法律相談会』を開催します。

県北地区（平戸市・松浦市・佐々町）にお住まいの、離婚前の方を含めたひとり親及び寡婦の方を対象に、養育費、親権、財産分与、慰謝料、借金問題等を改善するための「個別無料法律相談会」を実施いたします。限られた相談時間を有効活用していただくために、事前予約のご連絡をいただいた際に、相談したい内容をお聞きいたします。

【開催日時】令和4年10月2日（日）10時～16時

※12時～13時は休憩となります。

【会場】平戸市未来創造館 会議室

（〒859-5121 平戸市岩の上町 1458-2）

【対象】離婚前の方、ひとり親家庭の母・父および寡婦の方

（平戸市・松浦市・佐々町にお住まいの方が対象です）

【時間】お一人様 30分（事前予約制）

【申込方法】申込フォーム、LINE、TEL、メール、FAX

<申込フォーム>

<https://forms.gle/t7mPtS3WrQZ1V1G88>

<LINEお友達追加>

<https://line.me/R/ti/p/%40qvg4791m>

《申込・問い合わせ先》

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

TEL：095-813-0800 FAX：095-848-1112

Mail：yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

<受付時間>平日 10:00～18:00

※ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

■10月の予定――――

◆「YELLながさき定期法律相談」

10月19日（水）13:00～16:00（鷲見賢一 弁護士）

《事前予約受付中》

鷲見 賢一 弁護士

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスホームページ

<http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

※ 鷲見弁護士は長崎県弁護士会所属です。

※ 日程等合わない場合はご相談ください。

※ 来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記 -----

◆ 長崎くんち

「長崎くんち」は、380年の伝統を持つ、長崎市民の氏神・鎮西大社諏訪神社の祭礼行事です。

寛永11年（1634年）、二人の遊女が諏訪神社神前に謡曲「小舞」を奉納したことが長崎くんちの始まりと言われています。

奉納踊は国の重要無形民俗文化財に指定され、「龍踊（じゃおどり）」「鯨の潮吹き」「太鼓山（コッコデシヨ）」「阿蘭陀万才（おらんだまんざい）」「御朱印船（ごしゅいんせん）」など、ポルトガルやオランダ、中国・ベトナムなど南蛮、紅毛文化の風合いを色濃く残した、独特でダイナミックな演し物（奉納踊）を特色とし、傘鉾、曳物（山車・壇尻）、太鼓山など、京都や堺の影響も窺えます。

踊りを奉納する町を「踊町（おどりちょう）」と言い、7年に1度出番が回ってきます。

勇壮華麗な演し物にアンコールを意味する「モッテコーイ」のかけ声が響き、観客の熱気も最高潮に！

毎年10月7日から10月9日までの3日間、町を挙げて催され、県内外からたくさんの観光客が見物の訪れ、長崎を代表する秋の大祭となっています。

2020年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて奉納踊り・神輿行列の中止が決定してから3年目の2022年も長崎くんちの中止が決定しました。新型コロナウイルス感染症が落ち着き秋空の下「モッテコーイ」のかけ声が響き渡る日が来ることを楽しみに待つ

ていたいと思います。